三菱電機ビルソリューションズ健康保険組合が保有する個人情報の利用目的の公表について

＜個人情報の利用目的について＞

三菱電機ビルソリューションズ健康保険組合（以下「当組合」という。）におきましては、被保険者やその家族（以下「加入者」という。）からいただいた各種届出や申請書などに記載されている個人情報、医療機関等に受診された際に、医療機関等から組合に請求される「診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）」に記載されている個人情報、健康診断を受けられた際の健診結果数値等の個人情報を基に、個人情報データベースを作成し、以下のような健康保険事業に利用いたします。

組合の個人情報の利用目的は、大きな意味では、健康保険法に定める「加入者の業務災害以外の疾病、負傷もしくは死亡または出産に関する保険給付を行う」ことを目的とし、「加入者の健康の保持増進のために必要な事業を行う」こととなります。

しかしながら、健康保険組合は、レセプトや健診データなど医療情報やその他の個人情報を数多く取り扱っており、加入者の強い信頼を必要とする事業に該当し、厚生労働省が示したガイダンスにおいて、より詳細で限定的な目的とすることが望ましいこととされております。

したがって、当組合においては、個人情報の利用目的や利用方法について、次のように公表いたします。

	当組合の内部での利用に係る事例	他の事業者・審査支払機関等への情報提供を伴う事例
1. 被保険者等に対する保険給付に必要な利用目的	・被保険者資格の確認、被扶養者の認定並びに健康保険被保険者証の発行管理 ・保険給付及び付加給付の実施 ・番号法に定める利用事務	・高額療養費及び一部負担金還元金等の自動払いにおける給与口座（事業主）への支払い ・海外療養費に係る翻訳のための外部委託 ・第三者行為に係る損保会社等への求償 ・健保連との高額医療給付の共同事業 ・番号法に定める情報連携 ・被保険者等の資格等のデータ処理の外部委託
2. 保険料の徴収等に必要な利用目的	・標準報酬月額及び標準賞与額の把握 ・健康保険料、介護保険料、調整保険料の徴収	・被保険者等の資格等のデータ処理の外部委託
3. 保健事業に必要な利用目的	・健康の保持・増進のための健診、保健指導及び健康相談 ・特定健診、保健指導の実施	・特定健診、保健指導の実施状況管理及び国への報告 ・保健指導、健康相談に係る産業医他への委託 ・医療機関への健診の委託 ・コラボヘルスの一環である健診結果の事業者への提供 ・被保険者等への医療費通知 ・医療費適正化の推進に向けたデータ分析及び被保険者等への通知の外部委託 ・インターネットを利用した時健診結果閲覧および健康情報提供等に関する業務の委託 ・生活習慣病予防及び生活習慣病重症化予防事業の委託

	当組合の内部での利用に係る事例	他の事業者・審査支払機関等への情報提供を伴う事例
4. 診療報酬の審査・支払に必要な利用目的	・診療報酬明細書(レセプト)等の内容点検・審査 ・柔道整復療養費申請書等の内容点検・審査・照合	・レセプトデータの内容点検・審査の委託 ・レセプトデータの電算処理のためのパンチ入力、画像取込み処理の委託 ・柔道整復療養費申請書等の内容点検・審査・照合、及びデータ処理業務の委託 ・オンライン資格確認等システムを利用したレセプト振替のための加入者情報の提供 ・オンライン資格確認等システムを利用したレセプト振替のための再審査請求に係る加入者情報の照会及び提供
5. 健康保険組合の運営の安定化に必要な利用目的	・医療費分析・疾病分析	・医療費分析及び医療費通知に係るデータ処理等の外部委託 ・健保連本部における医療費分析事業への参画
6. その他	・健保組合の管理運営業務のうち、業務の維持・改善のための基礎資料	・第三者求償事務において、保険会社・医療機関等への相談又は届出等 ・業務の適正処理のための照会・回答
	当組合の事務処理執行のため他機関より情報を受ける場合	他機関の事務執行のため当組合が情報を提供する場合
7. 特定個人情報 番号法第19条第7号において定められた他の医療保険者又は行政機関(以下「他機関」という。)との情報連携における利用目的	・傷病手当金、高額療養費等保険給付審査事務にかかる給付情報等 ・高齢受給者負担区分判定等にかかる課税・非課税情報 ・被保険者資格取得事務にかかる他機関における資格情報 ・被扶養者認定事務にかかる課税・非課税、住民票関係情報等 ・保険給付及び任意継続被保険者(特例退職被保険者を含む)の保険料の還付の事務にかかる公金受取口座の情報	・高額療養費、出産、葬祭関連給付等、他機関の給付事務にかかる組合における保険給付関連情報 ・資格取得、被扶養者認定等、他機関の資格確認事務にかかる組合における資格取得、被扶養者資格関連情報
8. オンライン資格確認等システムの利用に係る利用目的	・特定健診データ	・被保険者等の資格関連情報及び特定健診データの登録

(注)・番号法:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
・健保連:健康保険組合連合会

＜特定個人情報について＞

特定個人情報とは、個人番号(通称マイナンバー)(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む)をその内容に含む個人情報を指します。

特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)により、行政機関等の行政事務を処理する者の間で情報連携を実施する(例:健保組合の扶養認定に際し、市町村より課税・非課税情報の提供を受ける)等、利用範囲が定められており、番号法で定める利用範囲において特定した利用目的を超えて、利用しません。

なお、上記1、2における届出については、個人番号が付され、特定個人情報となる場合があり、1，2で定める利用目的や利用方法で使用する場合、番号法に定める利用範囲外となるため、個人番号をマスキング、削除する等の措置を講じます。

＜個人情報の保存管理、廃棄・消去等について＞

当組合の個人情報について、次のように保存管理、廃棄・消去などを行います。

⑴各種届出、申請書類、レセプト等の紙に記載された個人情報については、入力処理が終わった際、組合の文書保存規程に則り、規定保存年数まで倉庫に保存し、確認等の必要がある時以外は保管場所から持ち出さないこととします。
また、紙以外の媒体による個人情報についても、文書保存規程に則り、適正に保存管理を行います。

⑵規定の保存年数を経過した個人データや処理が終わり不要となった個人データについては、紙の書類は読みとれない大きさに裁断し、大量個人データの廃棄については、委託業者に委託し、溶解処理を行います。
また、パソコンや磁気媒体の廃棄についても、データ消去ソフト等によってデータが読みとれないようにして、廃棄またはリース返却します。
なお、当組合が保有する個人情報については、当組合が実施する健康保険事業以外には用いません。